

消表対第325号
平成31年3月22日

※別添写しについては、添付を省略しています。

株式会社イッティ
代表取締役 瀧本 洋 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「パンプマッスルビルダーTシャツ」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年5月16日から同年8月6日までの間、「一番星公式ショップ」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置につ

いて、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社イッティ（以下「イッティ」という。）は、東京都渋谷区渋谷二丁目14番18号に本店を置き、衣料品等の販売業等を営む事業者である。
- (2) イッティは、本件商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
- (3) イッティは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア イッティは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年5月16日から同年8月6日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、イッティに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、イッティは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、イッティが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくな

る。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・ 「トレーニングジムオーナーのヒロミが開発！ 着るだけで 劇的変化！！」として、人物の上半身の画像を掲載するとともに、「腹筋を割りたい人に！！ 大胸筋を大きく見せたい人に！！」、「簡単にマッスルボディを目指したいあなたへ！！
※ 加圧シャツ パンプマッスルビルダーTシャツ ※加圧効果により ヒロミプロデュース商品の実力はお墨付き！！」と記載
- ・ 「パンプマッスルビルダーTシャツの5つの秘密」として、人物の上半身の画像を掲載するとともに、「秘密① 360度加圧」、「強力な加圧が身体に負荷をかけ、日常の動きでも無意識に身体を締め付ける！」と記載
- ・ 「秘密② 大胸筋を引き締め、男らしい胸板に」、「大胸筋周りに縦と横の加圧ラインをいれることで大胸筋をくっきり魅せる！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載
- ・ 「秘密③ 腹直筋、腹斜筋をサポート 引き締まったウエストに」、「ポッコリお腹が気になる腹部に太く加圧ラインをいれることでスリムなお腹へ補正。脇下にも縦の加圧ラインをいれ、前だけでなく腹部全体を引き締めてかつこよくボディメイク。」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載
- ・ 「秘密④ 広背筋を引き寄せ、理想的な姿勢に」、「背中のY字の加圧ラインが着るだけで広背筋を引き寄せキリっとした姿勢に。」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載
- ・ 「秘密⑤ 三角筋を引き締め、男らしくたくましい腕に」、「鍛えるのが難しい肩の筋肉も肩幅がひと回り大きい男にサポートする。」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載
- ・ 「時代はデキル男！ デキル男のカラダはたくましい！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載
- ・ 「あなたのカラダこんなことはないですか？」、「デスクワークで 癖づいた猫背」、「鍛えたいけど 時間がない」、「ゆるんだ 生活でついた ぜい肉」、「カラダが 重くて 動きづらい」、「飲み会で 蓄えた ビール腹」、「そのカラダ自信持てますか？」、「ドキッ！としたあなたに」と記載するとともに、肥満体の人物の腹部の画像を掲載し、「朗報です！！ 着るだけでマッチョが目指せる
※加圧効果により 話題の加圧シャツ！ ヒロミプロデュース パンプマッスルビルダーTシャツ」と記載するとともに、人物の上半身の画像を掲載
- ・ 「着れば必ず体感する 超ハードな加圧！！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載した上で、「360度の超ハードな加圧を 体感せずにはいれない！？ パンプマッスルビルダーシャツなら ただ着るだけ！」と記載
- ・ 「平日も休日も着れる こだわりのデザイン 深い丸首にすることでYシャツの下に着てもよし。私服のインナーにきててもよし。」と記載するとともに、筋肉質の人

物の上半身の画像を掲載

消表対第326号
平成31年3月22日

※別添写しについては、添付を省略しています。

加藤貿易株式会社
代表取締役 加藤 克也 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「鉄筋スパッツ」と称するスパッツ（以下「鉄筋スパッツ」という。）及び「鉄筋スパルタ」と称する腹巻（以下「鉄筋スパルタ」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件2商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月18日から同年10月26日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「モノプロダクション」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも
 - (ア) 鉄筋スパッツについては、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - (イ) 鉄筋スパルタについては、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 前記アの表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われ

ることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 加藤貿易株式会社（以下「加藤貿易」という。）は、東京都港区芝大門二丁目11番18号に本店を置き、衣料品、食品等の販売業等を営む事業者である。
- (2) 加藤貿易は、本件2商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売していた。
- (3) 加藤貿易は、本件2商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定していた。
- (4)ア 加藤貿易は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月18日から同年10月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも
 - (ア) 鉄筋スパッツについては、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (イ) 鉄筋スパルタについては、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、加藤貿易に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、加藤貿易は、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、加藤貿易が自己の供給する本件2商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条

第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

商品	表示内容
鉄筋スパッツ (別添写し1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「V S メタボ腹最終兵器」 ・ 「ゲルマ チタン ナノ銀 プラチナ アロエ 5種類の成分配合！ 加圧式強力筋肉インナー 寝ながらボクサー腹。The belly of invincibility is obtained. TEKKIN鉄筋 二階級DOWN用」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「お腹周りが気になる 面倒くさい 筋肉に憧れる 痩せマッチョになりたい」 ・ 「どんな体系でも、<u>腹筋300回分の威力</u>で 筋肉体質へ」として、肥満体の人物の上半身裸の画像及び筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「矯正変換！」と記載 ・ 「それは プロトレーナー監修 ボクサー専用 超業力 ちょうごうりき 腹筋強制スパッツ」と記載するとともに、筋肉質の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「このインナーはドーピングが禁止されているアスリート専用

	<p>んでした。睡眠時着用を3日間続けてもらったところ」として、肥満体の人物の上半身裸の画像及び筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「たった3日で 体重平均-5kg ウエスト平均-4.3cm」と記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「この要因は 熱縮」として、上半身裸の人物の画像を掲載するとともに、「食べても食べてもまったく太らない体にシフトチェンジ!!!」と記載 ・ 「溜まりに溜まったウエスト太りを 完済!」と記載するとともに、2つの下半身のサーモグラフィーの画像を掲載 ・ 「100kg代でも 90kg代でも 80kg代でも 70kg代でも」として、肥満体の人物の腹部を露出した画像を掲載した上で、「関係なく ギチギチに引き締まる!」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「燃焼 COMBUSTION」、「繊維につまったゲルマ、チタンには体を内側から温め、大量の汗をかいて老廃物などを排出させることで、代謝を上げて筋肉質なボディに強制変換します。ゲルマ、チタンには、エアロビクス2時間分の有酸素運動と同様の効果があります。新陳代謝があがり、痩せやすい体＝太りにくい体になります。」と記載するとともに、人物の2つのサーモグラフィーの画像を掲載 ・ 筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「SLIM DOWN」と記載 ・ 「シェイプアップを加速 カラダ加圧でスリムボディへ」 ・ 「三段腹、ビール腹に悩む男、細マッチョ、シックスパックを目指す男の為に開発されたメンズ専用加圧スパッツです。どんな体型の男でも穿いて寝るだけで筋肉体質へ矯正変換!脂肪やメタボは骨盤のゆがみにより老廃物が溜まった結果引き起こされます。鉄筋スパッツは骨盤周りの筋肉を刺激して正常な位置へ誘導します。また繊維に配合されたゲルマ、チタンには体を内側から温める効果があり、発汗作用によって老廃物を排出することで代謝を上げて筋肉質な体に改造することを目指しました。太りやすい、飲み付き合いが多い、楽しんでマッチョになりたい、そんな男の方におすすめのお手軽腹筋製造商品です!」
鉄筋スパルタ (別添写し2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「最上級スパンデックス 仕様 DELTA式 POWER FIT (デルタ式) パワーフィットスパルタ SPARTA ▼式 パワーフィット加工 とにかく腹の引き締めだけを考えて▼型構想がついに実現 The belly of invincibility is obtained.

	<p>TEKKIN SPARTA 鉄筋スパルタ 強制逆三角系腹巻」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「筋肉の実績十分の」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を記載するとともに、「この腹巻はそんなに 甘くない」と記載 ・ 「下腹部分を 絞りに絞って 厳しすぎる △→▼逆三角 筋肉引締腹巻」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「メタボ 下腹 横腹 この逆三角形腹巻は全く甘くない DELTA式 POWER FIT SPARTA 8つに割れた腹筋をコミットせよ！」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を記載するとともに、「残さず搾り 取るような体感！」と記載 ・ 「特殊繊維素材によりウエスト60～95cmであれば」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「ギュギュギュギュギュ！」と記載 ・ 「驚愕 <u>強烈な締め付けが 雑巾のように腹を絞る！</u> メタボなどの体型をしているのならこの下に行くほど細くなる繊維に矯正され、無理やり引き締めれるのでさらにストイックな引き締め効果を実現！」 ・ 「限界を超えたこの 圧迫締め付け！ 最強の引き締めに覚悟せよ この逆三角腹巻は甘くない」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「歴代最強 とにかく腹の引き締めだけを考えて ▼DELTA型構想がついに実現！」と記載 ・ 筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「最上級スパンデックス 仕様 DELTA POWER FIT (デルタ式) パワーフィットスパルタ SPARTA 最強の引き締めに覚悟せよ この▼逆三角腹巻は甘くない The belly of invincibility is obtained. TEKKIN SPARTA 鉄筋スパルタ 強制逆三角系腹巻」と記載 ・ 「お腹周りが気になる 面倒くさい 筋肉に憧れる 痩せマッチョになりたい メタボを卒業したい ↓↓↓ <u>そんなだらしのない腹には鬼コーチが必要です。</u> ギチギチ に引き締める！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「デルタ式への進化 ■より腹筋を引き締めるため、鍛えるた
--	--

	<p>めに構造上下腹部分に向けて細くなるデルタ式を採用。これにより、理想体型といえる逆三にそえない肉部分を効果的に刺激。今までにない効率での腹筋効果を実現。」</p> <ul style="list-style-type: none">・「每秒 マッサージ感覚で腹筋に接触！」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「VS下腹 VS横腹 VSメタボ腹 無敗伝説を継承せよ 最強の引き締めに覚悟せよ」と記載
--	---

消表対第327号
平成31年3月22日

※別添写しについては、添付を省略しています。

株式会社GLAND
代表取締役 菅 勇 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「金剛筋シャツ」と称するシャツ（以下「金剛筋シャツ」という。）、
「金剛筋レギンス」と称するレギンス（以下「金剛筋レギンス」という。）及び「鉄筋シャ
ツ」と称するシャツ（以下「鉄筋シャツ」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件
3商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37
年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条
第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のと
おり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件3商品に係る表示に関して、次に掲げる事
項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法につい
ては、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件3商品を一般消費者に販売するに当たり、別表1「表示期間」欄記載
の期間に、「メンズキング」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」
という。）において、別表2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あた
かも

(ア) 金剛筋シャツ及び金剛筋レギンスについては、当該商品を着用するだけで、短
期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように
示す表示をしていたこと。

(イ) 鉄筋シャツについては、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及
び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実
際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するもので
あること。

(2) 貴社は、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとな

る合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社GLAND（以下「GLAND」という。）は、東京都渋谷区渋谷一丁目7番5号青山セブンハイツ806に本店を置き、衣料品、食品等の販売業等を営む事業者である。
- (2) GLANDは、本件3商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
- (3) GLANDは、本件3商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア GLANDは、本件3商品を一般消費者に販売するに当たり、別表1「表示期間」欄記載の期間に、自社ウェブサイトにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも
 - (ア) 金剛筋シャツ及び金剛筋レギンスについては、当該商品を着用するだけで、短時間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (イ) 鉄筋シャツについては、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、GLANDに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、GLANDは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものではないと認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、GLANDが自己の供給する本件3商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為

は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

番号	商 品	表示期間
1	金剛筋シャツ	少なくとも平成29年12月27日及び平成30年2月23日
2	金剛筋レギンス	少なくとも平成30年5月2日及び同年6月5日
3	鉄筋シャツ	少なくとも平成29年11月28日及び平成30年6月5日

商品	表示内容
金剛筋シャツ (別添写し1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「まさか、たった3回の腹筋でこんなに追い込まれるなんて・・・！ 超ドS級の加圧力、ぶっちゃけ舐めてました。」と記載 ・ 「加圧式強力筋肉インナー」として、人物の上半身の画像を掲載するとともに、「着ながらボクサー腹。 加圧のチカラはカラダを変える KONGOKIN SHIRT -金剛筋シャツ-」と記載 ・ 「最近、気になっていませんか？」として、肥満体の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「✓ベルトがきつくなってきた ✓気が付くと猫背になっている ✓ぷよぷよとして締りがいい ✓体重計に乗りたくない ✓運動する時間がない」、「そんなあなたのために！ <u>着るだけで</u> 筋力アップをサポート KONGOKIN SHIRT -金剛筋シャツ-」、「わざわざ『運動の時間』を作らなくても日常動作を利用するから『毎日がエクササイズ』通勤中やデスクワーク中も『運動したこと』に！」と記載 ・ 「本製品はアスリートの筋力トレーニングの質向上を目的に開発された加圧シャツです。加圧の力でカラダを引き締め姿勢を補正することで トレーニングの質を高めることを目指しました。着用することでトレーニング級を目指しました！」とし、ダンベル運動を行う筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「着るだけで加圧のチカラ体感 24時間トレーニング体感したいなら金剛筋シャツ」と記載 ・ 腹部を露出した肥満体の人物の4つの画像を掲載した上で、「驚異の伸縮性 だから 70kg台でも 80kg台でも 90kg台でも 100kg台でも 関係なく ガチっと！ 引き締まる！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「PRESSURE T-SHIRT KONGOKIN SYSTEM -金剛筋シャツのポイント- POINT1 上半身の強力加圧」、「上半身全体への加圧をすることで 24時間360度 無意識トレーニング状態に。」と記載するとともに、人物の上半身の画像を掲載 ・ 「POINT3 体幹トレーニング」、「人体の中心である

	<p>背筋を矯正+ウエストを加圧することで、アスリートが実践している 体幹トレーニングと同等の効果を実現。しなやかな筋肉が、腰痛や肩こりの改善をサポート。」と記載するとともに、腹部の筋肉標本の画像を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「POINT4 リンパマッサージ」、「むくみ太りの原因であるリンパの停滞は、筋肉の収縮でしか流せない。360度強力加圧がマッサージレベルの着圧感を実現し、運動していなくても筋肉が収縮。リンパが刺激され、脂肪を燃焼させる。」 ・ 「強力加圧が全身のリンパを刺激!」、「24時間無意識トレーニングで メタボ腹を叩き割る!」 ・ 「着るだけで、このカラダ。」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「金剛筋シャツは脂肪を決して許さない。姿勢矯正+リンパマッサージ 脂肪を燃やし尽くせ!」 ・ 「24時間トレーニング 体感したいなら 金剛筋シャツ」 ・ 「こんなあなたにオススメ モテ細マッチョに憧れる 姿勢を良くしたい 効率良く筋トレしたい スパや海で堂々と裸になりたい 運動不足を解消したい」として、肥満体の人物の上半身裸の画像と筋肉質の人物の上半身裸の画像を掲載した上で、「加圧式強力筋肉インナー 着ながらボクサー腹。毎日着られるシンプルなデザイン 薄地なのでアウターにも響きません カラダが引き締まると 食べ過ぎ防止にも役立ちます 薄くても耐久性があるので 加圧力が長時間維持できます」と記載するとともに、人物の上半身の画像を掲載 ・ 「仕事でも テレビを見ているときも 食事中も 睡眠時間も 朝から晩までアスリート並みのトレーニング!」と記載するとともに、ダンベル運動をする筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「カラダが変われば 人生が変わる! change1 引き締まったスタイルが自信になる」、「姿勢が縮こまっていると、人間的にも小さくなってしまうもの。シャキッと背筋を伸ばして堂々としていると、それだけで自信があふれてくる。さらに筋肉がつくと男としての自信もみなぎってくる! まわりから頼られることが増えて、『デキる男』だと一目置かれるようになった。」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「change2 男の魅力が女を惹きつける」、「『男は
--	--

	<p>中身で勝負だ』とよく言うけど、やはり逞しく男らしい体の方が女性の心を惹きつけるらしい。以前は女性と話したこともほとんどなかったのに、最近は女性からの熱い視線を感じるし、街でもよく声をかけられるようになった。」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「金剛筋シャツの裏ワザ」、「強力な加圧力を誇る金剛筋シャツは、2枚重ねて着ることで更に加圧が増します。加圧力が倍になることで、ダイエット効果・筋力アップ効果も倍になります。短期集中で徹底的に鍛えたい方へおすすめですが、ご注意ください この方法は身体に大きな負担をかける恐れがあります。金剛筋シャツは、一枚でも十分な効果を発揮します。危険ですので『短期間で急激に痩せたい・筋肉を付けたい』という方以外は、決して重ね着はしないでください。」
<p>金剛筋レギンス (別添写し2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「もしあなたが『今すぐに痩せたい』のであれば金剛筋シャツだけでは不十分です。」 ・ 「金剛筋シャツの脂肪燃焼力を6倍に爆上げし、史上最速で激モテ細マッチョになれる禁断の方法を特別にご案内します。」 ・ 肥満体の人物の側面の画像を掲載するとともに、「最強タッグ 満を持して登場！金剛筋シャツ×金剛筋レギンス ヤセ体質の要・下半身を徹底的に強化！基礎代謝をガン上げし、脂肪を根こそぎ燃やし尽くす！！」と記載 ・ 「脂肪燃焼の最終兵器 金剛筋レギンス」 ・ 「なぜ金剛筋レギンスが脂肪燃焼を加速させるのか？それは人体の約70%の筋肉は下半身に集中しているから！！」と記載するとともに、人体の下半身の筋肉の画像を掲載 ・ 「だから寝ているだけで24時間脂肪が燃える体に！」 ・ 「このメカニズムを穿^はくだけで実現できるのが 金剛筋シリーズ最新作 金剛筋レギンス」 ・ 「穿^はくだけ 下半身集中トレーニングで、勝手に基礎代謝量アップ⇒極限まで強化された燃焼力が、無意識下で脂肪を燃やしまくる！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「金剛筋シャツ×金剛筋レギンスは肉体改造を加速する最高の組み合わせです 金剛筋シリーズ商品開発部 XXXXXXXXXX 着るだけでバキバキの腹筋へ アスリートに愛された金剛筋シャツ 金剛筋シャツは『着るだけでバキバキの腹筋に』という

コンセプトのもと開発した商品です。トップアスリートや芸能人を中心に ご愛顧いただき、おかげさまで販売数100,000枚を突破。弊社を代表するヒット商品となりました。」

- ・ 「効率よく脂肪を燃やせる金剛筋シャツの相棒を求めて ある時、金剛筋シャツの購入理由を調査したところ『腹筋を割りたい』以上に『筋トレ効果で全身の脂肪を落としたい』という声が多く上げられました。まずは体脂肪を減らしてから、シックスパックはその次でいい・・・という一般ユーザーのリアルな本音が浮かび上がったのです。そこで私たちは『効率よく脂肪を燃やすには、金剛筋シャツに何を足すべきか』を徹底的に研究し、答えとなる加圧パンツ・金剛筋レギンスを開発しました。」
- ・ 「金剛筋シャツ×金剛筋レギンス ダブル加圧で『激モテ細マッチョ』をつくる 金剛筋レギンスは、単なる金剛筋シャツのレッグ版ではなく、代謝アップによる体質改善で痩せやすく太りにくい体をつくる『燃焼ブースト』の役割を担っています。脂肪燃焼に特化した金剛筋レギンスが『細マッチョ』の土台を最速でつくり、金剛筋シャツが男のロマン『シックスパック』を出現させます。ただ細いだけでも、腹筋が立派なだけでも満足してくれないのが今どきの女性というもの。どうせ肉体改造をするなら、シャツとレギンスのダブル加圧で激モテ細マッチョを目指してください！」
- ・ 「極限まで脂肪を燃やす金剛筋レギンス×シックスパック強制鍛錬金剛筋シャツ 最強タッグが超スピードで全身細マッチョに鍛え上げる！！」
- ・ 「6倍速の脂肪燃焼力」
- ・ 「“金剛筋レギンス”最速の理由とは?」、「POINT 1」、「24時間ハードにトレーニング!着ているだけで基礎代謝が鬼アップ 金剛筋シャツ独自の加圧構造を、下半身特化型に再設計。着ているだけで広範囲の筋肉を鍛え、24時間脂肪を燃やす状態に。」と記載するとともに、人物の下半身の画像を掲載した上で、「さらに、“第2の心臓”とも呼ばれるふくらはぎを刺激し 脂肪や老廃物を強力に排出⇒基礎代謝量を大幅にアップ！」
- ・ 「POINT 3」、「余分な脂肪を強制排出!ゲルマニウムが流す!燃やす!! 高温サウナにも使われている『ゲルマニウム』を生地に配合しました。体を温めてガンガン発汗、

	<p>老廃物をゴツリ流す⇒上がりに上がった基礎代謝が無駄な脂肪を燃やし尽くす！！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>金剛筋シャツのみ着用</u> <u>金剛筋シャツ&レギンス着用</u>」とし、2つの人体のサーモグラフィーの画像を比較掲載するとともに、「全身を占領する赤一色こそ、完全燃焼の証！」と記載 ・「もう掴める肉がない！体脂肪率がガンガン落ちる！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の腹部を露出した画像を掲載するとともに、「 33歳」、「金剛筋シャツだけでもかなり背中と腹を絞れたんですが、レギンスとの併せ使いは体脂肪率の落ち方が段違いです！日に日に掴める肉がなくなっていく（笑）」と記載 ・「金剛筋タグが一番ガッツリ減量できました」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載した上で、「 27歳」、「加圧ウェアは色々試しましたが、一番ガッツリ減量できたのは金剛筋タグですね。一緒に着ると重なり合うお腹部分の加圧がさらにキツくなって、グイグイ絞られます。スピードと結果をしっかりと求めるなら、このタグ使いは絶対オススメです！」と記載 ・「軽い運動でも発汗がハンパない！代謝アップを実感します」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載した上で、「 39歳」、「シャツとのダブル着用でウォーキングをしたところ、たった15分でも汗の量がハンパない！基礎代謝が確実に上がっていると実感し、嬉しくなりました。毎日着続けて、もっと燃焼体質に近づきたいですね。」と記載
<p>鉄筋シャツ (別添写し3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「超ハードな圧力で 追い込まれるこのカラダ。」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載 ・「細マッチョ化計画が加速する 24時間トレーニングウェア」 ・「ただの下着だとナメてると あなたは衝撃を 受けることになる。 ボクサー腹を手に入れろ。鉄筋シャツ」と記載するとともに、筋肉質の人物の裸の腹部の画像を掲載 <small>チカラ</small> ・「着れば体感する、鉄筋級の圧力 POINT 1」、「1日中鍛えたいところを強く意識。たるんだ身体を24時間イジメ抜く。着ている間、『気になる部位を意識した』と97.3%が回答」 ・「24時間360度 ギュギュッと締め付けてくる そのパ

	<p>ワー。」と記載するとともに、人物の上半身の画像を掲載</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「驚異の伸縮性 >>> だから」と記載するとともに、4つの肥満体の人物の腹部の画像を掲載し、「70kg台でも 80kg台でも 90kg台でも 100kg台でも 関係ない！ ガチッと引き締め たるんだカラダを叩き割れ！」と記載・ 「鉄筋シャツは甘えを決して許さない。姿勢矯正 トレーニング効率UP 24時間トレーニングを体感せよ」・ 筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載するとともに、「着ながらボクサー腹へ。鉄筋シャツ」と記載・ 筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載するとともに、「仕事 中も テレビを見ている時も 食事中も 睡眠時間も 朝から晩まであなたの毎日にトレーニングを！」と記載
--	---

消表対第328号
平成31年3月22日

※別添写しについては、添付を省略しています。

株式会社ココカラケア
代表取締役 上田 淳 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「スレンダーマッチョプラス」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、少なくとも平成28年11月28日及び平成30年5月14日に、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「ココカラケア」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置につ

いて、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ココカラケア（以下「ココカラケア」という。）は、東京都豊島区要町3-4-4-6に本店を置き、衣料品、健康食品等の販売業等を営む事業者である。
- (2) ココカラケアは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ココカラケアは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア ココカラケアは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、少なくとも平成28年11月28日及び平成30年5月14日に、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ココカラケアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ココカラケアは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ココカラケアが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくな

る。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・ 「今のそのカラダで満足していますか？ ぽっこり下腹、猫背、筋肉のないカラダ。今放っておくと取り返しのつかない事になる可能性も……。これらを解決するにはどうしたらいいか？」とし、肥満体の人物の腹囲を計測する画像及びダンベルを持った肥満体の人物の画像を掲載した上で、「日頃の運動。ジムに通う。けれど、なかなか時間が作れない。続けることができない。」とし、「そんなあなたに！加圧式脂肪燃焼Tシャツ スレンダーマッチョプラス」と記載
- ・ 筋肉質の人物の上半身の画像を掲載するとともに、「集中加圧 着続けていくことで 加圧トレーニング+脂肪燃焼状態 着たその瞬間から始められるエクササイズ」と記載
- ・ 人物の上半身の画像を掲載するとともに、「加圧式脂肪燃焼Tシャツ スレンダーマッチョプラス 5つの効果」とし、「Point. 1 引き締め効果」、「Point. 2 脂肪燃焼」、「Point. 3 姿勢改善」、「Point. 4 体幹トレーニング」、「Point. 5 24時間着用可能」と記載
- ・ 「Point. 2 脂肪燃焼」と記載した上で、人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「筋肉を刺激する事により 体温が上昇し、集中的な燃焼を可能にします。普段通りの生活をしながらトレーニングができるのです。着ているだけで有酸素運動をしているような状態になります。」と記載
- ・ 「Point. 4 体幹トレーニング」と記載した上で、上半身の筋肉標本の画像を掲載するとともに、「人体の中心である背筋が矯正される事により身体全体の代謝を改善させます。サッカー選手やバスケットボール選手など様々なアスリートが行っている体幹トレーニングと同等の効果を実現させます。トレーニング効果が大幅に上昇し、崩れにくい身体を作り上げます。」と記載
- ・ 「Q 本当に痩せて筋肉が付きますか？」、「A 着れば高確率で効果を実感して頂けるはずです。これまで累計1万枚売れ、このページで紹介したようなたくさんの喜びの声を頂けているのも効果がある証拠です。」

消表対第329号
平成31年3月22日

※別添写しについては、添付を省略しています。

株式会社SEE C

代表取締役 阿部 隆太郎 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「マッスルメイク」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月18日から同年10月30日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「アトリー」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置につ

いて、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社SEEC（以下「SEEC」という。）は、東京都渋谷区東三丁目9番19号に本店を置き、衣料品、化粧品の販売業等を営む事業者である。
- (2) SEECは、本件商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売していた。
- (3) SEECは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定していた。
- (4)ア SEECは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月18日から同年10月30日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、SEECに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、SEECは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、SEECが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくな

る。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・ 「男のための MUSCLEマッスルメイクMAKE 着ているだけで 理想の体」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載
- ・ 「今の体型に満足ですか?」、「最近お腹周りが気になる 運動しても痩せないカラダを鍛えたい! 猫背気味で代謝が悪い」と記載するとともに、肥満体の人物の腹部を露出した画像を掲載した上で、「どうにかしたい! でも・・・食事制限は続かないし・・・運動も続かない・・・そんなアナタに! MUSCLEマッスルメイクMAKE加圧インナー アナタを締め付ける」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載
- ・ 「24時間着るだけで加圧トレーニング 最短・最速で肉体改造」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載
- ・ 「POINT① 猫背から美しい姿勢に」、「着るだけで自然と背中を伸ばし正しい姿勢をキープ。さらに姿勢がよくなることで自然とインナーマッスルを鍛えることができます。」
- ・ 肥満体の人物の腹部を露出した画像を掲載するとともに、「こんな体型は もう嫌だ!! そんなアナタに!」と記載
- ・ 「こんな方にオススメ 悪い姿勢を直したい ぽっこりお腹をなんとかしたい! スッキリボディに憧れる 筋肉を鍛えたい」と記載するとともに、肥満体の人物の腹部の画像を掲載

消表対第330号
平成31年3月22日

※別添写しについては、添付を省略しています。

株式会社スリーピース
代表取締役 高橋 達也 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「SASUKE」と称するシャツ（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月14日から同年10月23日までの間、「BODY CUSTOM」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置につ

いて、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社スリーピース（以下「スリーピース」という。）は、東京都豊島区池袋二丁目11番2号に本店を置き、衣料品等の販売業等を営む事業者である。
- (2) スリーピースは、本件商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
- (3) スリーピースは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア スリーピースは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月14日から同年10月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、スリーピースに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、スリーピースは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、スリーピースが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・ 「BODY CUSTOM 加圧Tシャツ SASUKE」と記載し、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像及び肥満体の人物の腹部の画像を掲載するとともに、「一生そのままのつもりですか？ 最高のオシャレは最高のカラダ」と記載
- ・ 「着るだけで 筋肉エクササイズ」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載
- ・ 筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「たった12日間でこの筋肉」と記載
- ・ Tシャツを着用した筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載
- ・ 「お悩みじゃないですか？ ベルトがしまらない 健康診断で医者に叱られた 駅の階段で息があがる 気づくと猫背になっている 靴下を履く姿勢がツライ」と記載し、肥満体の人物が腹囲を計測する画像を掲載するとともに、「そんなあなたに！⇒ BODY CUSTOM 加圧Tシャツ SASUKE」と記載
- ・ 「着るだけで始められる 筋肉エクササイズとは」、「上半身全体への加圧をすることで 無意識に運動状態に！」、「体験してください 加圧の力」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載
- ・ 「海だ！」と書き出しの漫画の吹き出しにおいて、「飲み物 買ってくるよ！」、「はっ」、「女の子二人できたの？」、「そうなんですう〜」、「筋肉とても素敵ですね！」、「やっぱりたくましい男っていいよね〜」、「だよね〜」、「踊る大胸筋」、「頼れる広背筋」、「鋼の腹筋」、「弾ける二頭筋」、「どうしたんだい？ 俺たちは・・・SASUKE四天王！！」、「マッちょに女の子をナンパされました・・・」、「俺たちはどうせモテないんです」、「君たちコレを知っているかい？ このTシャツを着るだけで 俺たちはここまでになったんだよ！ 試してみるか？」と記載
- ・ 「着るだけで 踊る大胸筋 鋼の腹筋 BODY CUSTOM 加圧Tシャツ SASUKE」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載
- ・ 筋肉隆々の人物の上半身裸の画像及び肥満体の人物の腹部の画像を掲載するとともに、「信じられますか？ 一週間でマイナス5kg 加圧状態になると、負荷が軽くても筋繊維の熱量が高くなり、さらに酸素が不足する事で血液中の乳酸濃度が上昇します。乳酸は筋肉内にある受容体を刺激し、脳下垂体から分泌された成長ホルモンが体脂肪を燃焼させます。」と記載
- ・ 「それから1ヶ月」と書き出しの漫画の吹き出しにおいて、「へい彼女」、「そんな男よりこっちにしないかい？」、「あなた達とってもイカしてるわん」、「そ・・・そんな馬鹿な・・・」と記載
- ・ 「加圧TシャツSASUKEをご購入のお客様から、多くの好評レビューをいただいています！」、「評価：★★★★☆ 4点 34歳 会社員 J. Mさん 体に

ちょうどフィットする感じで心地よい締め付け感があります。加圧効果をすごく実感できてます。これなら毎日着ていてもまったく違和感なく、なおかつ体が引き締まってくるなんて本当に理想のTシャツです。ちょうど1か月程着てますが、いい感じの体になってきました。これなら夏までに理想の体に仕上がります。」

- ・「評価：★★★★★ 5点 45歳 歯科医師 M. Tさん ダイエットの為に週1回ジムに通ってましたが、まったく痩せず、そろそろパーソナルジムに通おうかと思ってた時にこのTシャツに出会いました。仕事柄なかなか時間が取れず、ジムも週1回しか行けてなかったのですが、このTシャツなら毎日着てるだけでいいので、本当にラクです。着て1週間程で早くも2キロくらい痩せました。たった数千円でこの効果ならジムなんて行かなければ良かったです。」
- ・「評価：★★★★★ 5点 42歳 会社員 M. Kさん 仕事が忙しくて、ジムに行く暇もなく週末は毎週接待で暴飲暴食。そんな生活をしてたら1年で10kgも太ってしまいました。いまさら運動する気にもなれなくて、どうにかして痩せようとネットサーフィンをしていた時に、この加圧Tシャツを見つけました。色も白があったので毎日スーツの下に着ていました。1ヶ月くらいたった時に上半身がかなり締まってみえたので体重計に乗ったところなんと！3kgも痩せてました！見た目の変化がうれしくて今では家で筋トレも始めちゃいました。夏までにバキバキの体に仕上げます！」
- ・「評価：★★★★☆ 4点 22歳 大学生 T. Fさん 皆さん信じられますか？ 本当に着てるだけで体に変化があらわれました！加圧シャツなんて全然信じてなかったのですが、金額も安かったんで試しに買って見たんです。広告の写真って結構本物と違ったりするんですが、手元に届いたSASUKEは見た目もカッコよくてびっくりしました。ちょうどTシャツを着はじめる時期だったので、毎日のように着ていたらどんどん上半身に変化がでてきて、友達からもジムでも通ってるの？って聞かれるようになりました。ただTシャツを着ているだけと言っても信じてもらえないので、友達の誕生日プレゼントにあげようと思ってます。」
- ・「評価：★★★★☆ 4点 38歳 ジムトレーナー Y. Kさん 30歳になり身体がたるんできたのでジムでトレーニングを続けてます。4年前にベストボディというボディビルの大会の存在をしりそれを目標として、トレーニングを続けてきましたが、書類選考は通るのですが3年連続で予選落ちしていました。今年こそはと思いSASUKEシャツを購入しました。着用してトレーニングすると本当に凄い！！いつも以上に筋肉が大きくなり、脂肪を落とすのもあっという間に落ちていきます！これだと思い着用を徹底し大会に臨んだらなんと3位入賞です！！今度は優勝狙ってがんばりますね！！あっそれともSASUKE完全制覇ですかね！」
- ・「評価：★★★★★ 5点 飲食店勤務 I. T デブは嫌いといわれ彼女に振られました。。。振られたショックでご飯も喉に通らない。。。とかにはならず、今まで以上に暴飲暴食。。。ついに大台の100キロ越え。着る洋服もXLでも着れなくなり、大きい洋服専門店で割高で購入するように。これではダメだと一念発起し

てジムに通うも長続きせず。ジムに行こうと思っても通り過ぎてパチンコ屋に。たまたまパチンコで大勝した日にネットで見て半身半疑で購入してみました。まだ着用しはじめて1週間ですが、洋服のサイズがXLに戻り本当に効果がでています。必ず痩せて彼女を見返してやる！！めざせMサイズ！」

- ・ 「**1** 年齢別基礎代謝量の比較」、「SASUKE着用時のカロリー消費量」、「世代ごとの一般的なカロリー消費量」と記載するとともに、棒グラフ及び折れ線グラフを掲載
- ・ 「**2** 効果を実感できるまでの日数」、「3日以内 52%」、「1週間以内 25%」、「30日 15%」、「60日 5%」、「その他 3%」と記載した円グラフを掲載するとともに、「ユーザー満足度97%達成！」と記載
- ・ 「ここに注目 伸縮性の高い素材を利用した高い効果」、「繊維の圧力で 腹筋・背筋を共に強力に補正します」、「着るだけで 脂肪燃焼させて見た目を美しく」

消表対第331号
平成31年3月22日

※別添写しについては、添付を省略しています。

株式会社トリプルエス
代表取締役 大村 晋 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「マッスルエックス」及び「マッスルエックス斬」と称するシャツの各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件2商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月14日から同年10月24日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「筋トレクラブマッスルモンスター」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件2商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしては

ならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社トリプルエス（以下「トリプルエス」という。）は、愛知県一宮市木曾川町黒田字宝光寺33番地に本店を置き、衣料品、健康器具等の販売業等を営む事業者である。

- (2) トリプルエスは、本件2商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。

- (3) トリプルエスは、本件2商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

- (4)ア トリプルエスは、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成30年9月14日から同年10月24日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、トリプルエスに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、トリプルエスは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものでは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、トリプルエスが自己の供給する本件2商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求

をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容（別添写し）

- ・ 「2018年5月 劇的進化 鉄人養成加圧シャツ MUSCLE-X ↓ 鉄人養成加圧シャツ MUSCLE-X斬 ZAN」、 「『もっとお腹周りの加圧を強力にしてほしい』とのお客様の声から誕生したマッスルエックス～斬 ノーマルタイプのシックスパック養成ベルトを大胆に5cm斬って短くした新バージョンより強烈な加圧があなたの腹を鍛え上げます！」
- ・ 「圧倒的加圧で 筋肉を覚醒させろ」として、筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載するとともに、「鉄人養成加圧シャツ MUSCLE-X」と記載
- ・ 「やばい、去年の服が入らない！！（汗）」と記載し、肥満体の人物の上半身の画像を掲載するとともに、「そんな人も大丈夫 強烈な加圧で、そのお肉を圧縮！！」と記載
- ・ 「月曜日」と書き出しの漫画において、「マッスルエックスは着ている間、筋肉を刺激し続けて筋トレ状態になるから着続ければこのボディさ！お前にそれやるからこれからも着続けろ！」、「ダンディな体は 仕事の基本だぞ！！」、「は、はい わかりました！！」と記載
- ・ 「MUSCLE XX」と記載して、肥満体の人物の上半身の画像と筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「加圧は ジェネレーション 次の世代へ マッスルモンスターシリーズ 鉄人養成加圧シャツ MUSCLE-X【マッスルーエックス】」と記載
- ・ 「MUSCLE-X 抜群のスタイル補正力の秘密 [1] シックスパック養成ベルト搭載」と記載して、人物の上半身の画像を掲載するとともに、「マッスルマスターYUKIプロデュース シックスパック 養成ベルト搭載 ハイエンドモデル 他製品にはない腹部を強烈に 加圧するベルトがお腹の肉を圧縮してすっきりとしたラインに見せます 加圧レベルを3段階調整可能」と記載
- ・ 「[3] 加圧の徹底追及」として、筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載するとともに、「一重加工 二重加工 三重加工 より強力な加圧が必要な部位には 生地を二重・三重と使用することで 妥協のない加圧を実現しました 多量の生地を使用しておりますので 他製品より重量があります。」と記載
- ・ 「飲み歩きや度重なる夜遊びなど 日頃の不摂生が祟って 気が付けばこんな姿になってた俺・・・」と記載し、肥満体の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「女には逃げられるわ ツレからはブタ呼ばわり クラブに行っても誰からも相手にされない まさに 暗黒時代 仕事もプライベートも 何をやってもうまく行かない そんな悶々とした日々を 過ごしていた そう、5ヶ月前に こいつと出会うまでは」として、筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載した上で、「鉄人養成加圧シャツ MUSCLE-X」と記載
- ・ 「着用1ヶ月经過」と記載し、人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「腹の

肉はまだ付いているが下腹の肉がスッキリして上に持ち上がってきた」と記載

- ・ 「着用3ヶ月経過」と記載し、筋肉質の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「脂肪が減って胸筋が見えるようになってきた 腹はもう少し・・・」と記載
- ・ 「着用5ヶ月経過」と記載し、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「全体的に筋肉が浮き上がっキレのある体に仕上がった腹筋も割れていい感じだ」と記載
- ・ 「現在」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「美人の彼女もできてプライベートも上々 自分に自信を持てるようになって仕事もうまく行くようになった やっぱり自信って大事だ そういう意味でもオススメのマッスルエックス」と記載
- ・ 「上半身の筋肉を同時に徹底強化」、「三角筋・上腕筋」、「大胸筋・胸板」、「腹直筋・腹斜筋」、「背筋・僧帽筋」と記載するとともに、それぞれの部位の画像を掲載
- ・ 「STEP. 2」と記載し、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「筋肉増強」、「代謝UP」、「脂肪燃焼」、「着続けることで『加圧効果』が筋肉を育成 筋肉がつくられると代謝が促進され脂肪を燃焼するためキレのある男らしいカラダを目指すことができます」と記載
- ・ 「OUTSIDE INSIDE」と記載し、筋肉隆々の人物の上半身の画像を掲載するとともに、「ホワイトならスーツの下に着てても目立たないので オフィスでも常時筋トレ状態を維持することができます」と記載
- ・ 「REVIEW お客様からいただいた嬉しい声」、「★★★★★5 猫背が治っておなか周りの脂肪も減った！ 猫背を強制したかったので購入しました。1週間ほどで猫背が治った上に、おなかの脂肪が減り驚きました。下着にしては高いなと思いましたが、思い切って買って正解でした！猫背が治ってお腹の周りの脂肪も減った！」

消表対第332号
平成31年3月22日

※別添写しについては、添付を省略しています。

株式会社BeANCA

代表取締役 永桶 吉則 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「阿修羅庄」と称するシャツ（以下「阿修羅庄」という。）及び「阿修羅烈」と称するスパッツ（以下「阿修羅烈」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件2商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件2商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 前記アの表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしては

ならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社BeANCA（以下「BeANCA」という。）は、東京都渋谷区広尾1-10-5日興パレス広尾プラザ204に本店を置き、衣料品、化粧品、サプリメント等の販売業等を営む事業者である。
- (2) BeANCAは、本件2商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
- (3) BeANCAは、本件2商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア BeANCAは、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、別表1「表示期間」欄記載の期間に、自社ウェブサイトにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件2商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、BeANCAに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、BeANCAは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、BeANCAが自己の供給する本件2商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求を

することができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

番号	商 品	表示媒体	表示期間
1	阿修羅圧	「【公式】阿修羅圧ーアシュレーターー6パック矯正Tシャツ」と称するウェブサイト（別添写し1）	遅くとも平成30年5月23日から同年6月22日までの間
2	阿修羅烈	「6PACK矯正加圧スパッツー阿修羅烈ーアシュレーター」と称するウェブサイト（別添写し2）	少なくとも平成30年9月25日及び平成31年1月18日

商品	表示内容
阿修羅圧 (別添写し1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「着ているだけで腹筋に悪魔的アプローチ！」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに「腹筋が自然に割れ、装着するだけであなたのだらしない脂肪を勝手に燃やし尽くす！！ 6パック矯正 公式加圧Tシャツ 阿修羅圧」と記載 ・ 「阿修羅が あなたの意志とは無関係に 6パックへ強制的連行！！」 ・ 肥満体の人物の腹部の画像を掲載するとともに、「辛い運動や食事制限はしたくないけど、 痩せて腹筋バキバキの男らしい体を手に入れたい. . . というワガママな男性の要望に全て対応！ <input checked="" type="checkbox"/>寝ていても <input checked="" type="checkbox"/>仕事をしていても <input checked="" type="checkbox"/>テレビを見ても <input checked="" type="checkbox"/>飲み会でお酒を飲んでも」と記載 ・ 「今のままの普通の日常生活が 勝手に筋トレに！！」 ・ 「忙しい毎日でトレーニングの時間を取るのは難しいから、着ているだけでマッチョを目指しませんか？」 ・ 腹筋運動をする半裸の人物の画像を掲載するとともに、「着るだけで1時間で腹筋200回分のトレーニング効果を得られます！」と記載 ・ 筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「あなたの脂肪を燃やし尽くし、6パックを確実に手に入れる！」と記載 ・ 「阿修羅圧<small>アシュラーツ</small>の力①」として、腹部を強調したTシャツの画像を掲載するとともに、「ただの加圧ではない、腹筋に直接アプローチするために生み出された特殊な6パック育成『阿修羅ライン』、「無駄な加圧をしない！効率的に6パックへ」、「阿修羅圧は、よくあるただ締め付けるだけの伸びる素材を使った加圧Tシャツとは<u>根本的に異なります。</u>この6つの『阿修羅ゾーン』により、<u>腹筋に直接圧力を加えることにより無駄な加圧を避け、効率的に6つの腹筋を鍛えることを実現しました。</u>」、「『阿修羅』とはヒンドゥー教で『太陽神』と表記されています。そしてその姿は基本的に三面六臂（三つの顔に六つの腕）の神です。『炎』そして『6』がキーワードとなり、腹筋を6パックにするために作られたこの『阿修羅圧』のネーミングとなりました。」と記載

- ・「阿修羅圧の力④」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「体幹を鍛えて6パックの継続をサポート」、「6パックを持続する!」、「体幹トレーニングは様々なアスリートが行っています。しかし、一般の方が行うには難しく辛いトレーニングです。阿修羅圧はアスリートと同等の効果を実現し、作り上げられた6パックが継続する身体作りをサポートします。」と記載
- ・肥満体の人物が腹部を露出し、腹囲を計測する画像を掲載するとともに、「だから体重60キロ~130キロ全ての体型にフィット!」、「阿修羅は戦闘を好む鬼神 甘えは決して許さないし、他の追従を許さない あなたの脂肪を全て燃やし尽くす!!」と記載
- ・「阿修羅圧で人生を変えたある1人の男の物語 [※実話です]」と題する漫画中の吹き出しにおいて、「最近、全然モテなくなったし インスタ映えもしないな~・・・」、「ジムでトレーニング? 食事制限? ムリムリ・・・」、「楽しんでマッチョになる方法ないのかなあ・・・」、「よう、山田じゃないか」、「沢村!? どうしたんだよ!? あんなに太ってたのに・・・ マッチョになってる! ?」、「ははは!」、「実はさ、このTシャツ着てるだけで楽にマッチョになれたんだよ」、「着てるだけで! ?」、「6パック矯正Tシャツ・・・阿修羅圧! ?」、「・・・てなわけで 俺も買ってみたけど、これが『阿修羅圧』か・・・」、「うお! 腹筋にくる!!」、「2週間後・・・海にて」、「あの人の腹筋 超素敵じゃない? 一緒に写真撮ってもらおうよ♪」、「おおお!こんなに『イイね』が! こんなに楽にモテていいんですかね♪」と記載
- ・「『阿修羅圧の加圧と燃焼はやばい』購入して頂いた方からの喜びの声多数!」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「コンプレックスだった体型から、阿修羅圧が強引に卒業させてくれました。(30歳男性) 腹筋が嬉しくて、ことあるごとに脱いでしまいます!」、「健康診断でコレステロールと中性脂肪を指摘されました。さすがにこの歳からスポーツジムに通うのも気が引けて、阿修羅圧を試したところ、ここまで痩せることができました!(56歳男性)」、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載した上で、「ボディビルダーです。大会で勝てずに悩んでいたのですが、この阿修羅圧を着てトレーニングしたところ、とんでもない効果が出ました。普通のトレーニングではこんな効果は絶対に得られません!

	<p>(26歳男性)」と記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あなたが阿修羅圧を着用し、余計な脂肪がなくなり 腹筋が綺麗に割れたら・・・」として、筋肉隆々の人物の腹部を露出した画像を掲載するとともに、「人に見せたい！」と記載 ・筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「だったら！ 6パック矯正Tシャツ 阿修羅圧 ASHURARTS PERFECT STYLE 6 PACK MAKER 理想の6パックを手に入れる！！」と記載
<p>阿修羅烈 (別添写し2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「6PACK矯正加圧スパッツ／アシュレート 阿修羅烈 ASHURATES PERFECT STYLE 6 PACK MAKER」、「人間の筋肉の70%を占めている下半身を悪魔的アプローチ 着用するだけでみるみるうちに痩せ 3倍以上のカロリー消費とバキバキの肉体が手に入る！！」 ・筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「いつもの服の下に履くだけで人間の筋肉の70%を占める下腹部から太ももに悪魔的アプローチ！」、「何もしないでバキバキの6パックを手に入れるにはコレしかない！ 阿修羅の怒りがあなたの無駄な脂肪をギチギチに引き締める！」と記載 ・人体の透過図を掲載するとともに、「下半身の筋肉を刺激し、新陳代謝UP×カロリー消費でバキバキ体質の基本を作り上げる！！」と記載 ・「時間がなくても、お酒を飲んでいても、寝ていても構いません。なぜならば阿修羅烈を履いていれば 1時間でスクワット200回分のトレーニング効果！」 ・「▼阿修羅圧と合わせると 1時間でスクワット500回分のトレーニング効果！！！」と記載するとともに、上半身裸でバーベル運動をする筋肉隆々の人物の画像を掲載 ・「骨盤を矯正して下半身を常時刺激し阿修羅烈パワーでメタボ脂肪老廃物を叩き出す！」 ・「其の二 ポンプ地獄 太ももを鍛え、メタボを叩き出すポンプに！身体の中で最も大きな筋肉を鍛え上げる ボディービルダーはサイズの大きな筋肉からトレーニングを行います。つまり、太ももです。太ももの筋肉を鍛える事により安定し、さらに大きな筋肉はポンプの役割を果たすため、脂肪燃焼した後の老廃物をしっかりと排出してくれます。『阿修羅烈』は太ももの筋肉に強烈アプローチし、常時スクワット200回分の刺激を与え続けます。」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の太ももの画像を掲載

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「其の四 灼熱地獄 燃焼効果をアップ痩せやすく太りにくい身体に！ 温熱対策も万全。筋肉を温め燃焼しやすい状態に身体が冷えることで代謝が弱まります。『阿修羅烈』は履くだけで燃焼状態を可能にします。」 ・ 「だから！あなたがどんな体型でも阿修羅が逃しません！地獄のパワーであなたのメタボを叩き出し最速で6パックに導きます！」 ・ 「体験者の声 阿修羅地獄から這い上がった男たち」、「Y. Kさん 会社員 男性 38歳 気がついたら腹筋が割れていた 阿修羅烈やばいね。骨盤が大事って最初意味わかんなかったけど、気がついたら腹筋割れてるしw」と記載するとともに、筋肉質の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「G. Nさん 会社員 男性 28歳 スパッツなのに腹筋が割れるなんて不思議！阿修羅圧のシャツと併用しました。もちろん阿修羅圧シャツの効果もあったと思うのですが、併用ヤバイですよwwスピード感ハンパありません！」と記載するとともに、筋肉質の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「T. Wさん 会社員 男性 41歳 まるで悟空！強くなって自分に酔いしれる 通っているジムで話題になっていたので利用しました。このスパッツを着て筋トレを行いました、やばいですね。孫悟空が重い道着を着て鍛えていたのを思い出しました。」と記載するとともに、筋肉質の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「俺は太ってダラシないし、みっともない・・・」として、肥満体の人物の腹部を露出した画像を掲載した上で、「でも俺は『男の子』だからモテたいんだ！」、「1位腹筋 2位お尻 3位腕 女性が気になる男性の部位ランキングの1位は腹筋。そして2位は『お尻』という結果が出ました。女性は男性のお尻をしっかり見えています。」として、「女性が気になる男性の部位ランキング」と称する円グラフを掲載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「メタボを叩き出し腹筋が割れ、綺麗なお尻になって女性にモテたい・・・だからこそ！あなたにはコレしかない！」
--	---

消表対第333号
平成31年3月22日

※別添写しについては、添付を省略しています。

VIDAN株式会社
代表取締役 福島 亮 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「THE BEAST」と称するシャツ（以下「THE BEAST」という。）及び「THE GHOST」と称するシャツ（以下「THE GHOST」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件2商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、別表1「表示期間」欄記載の期間に、「VIDAN by アメリカヤ」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも

(ア) THE BEASTについては、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) THE GHOSTについては、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとな

る合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) VIDAN株式会社(以下「VIDAN」という。)は、東京都港区浜松町一丁目2番11号宮下ビル2階に本店を置き、衣料品、健康食品、美容商材等の販売業等を営む事業者である。
 - (2) VIDANは、本件2商品を通信販売の方法等により一般消費者に販売している。
 - (3) VIDANは、本件2商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
 - (4)ア VIDANは、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、別表1「表示期間」欄記載の期間に、自社ウェブサイトにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも
 - (ア) THE BEASTについては、当該商品を着用するだけで、容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (イ) THE GHOSTについては、当該商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果及び著しい筋肉の増強効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、VIDANに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、VIDANは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、VIDANが自己の供給する本件2商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為

は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

番号	商 品	表示期間
1	THE BEAST	遅くとも平成30年9月18日から同年12月11日までの間
2	THE GHOST	遅くとも平成30年9月14日から同年12月11日までの間

商品	表示内容
THE BEAST (別添写し1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「20代 男性 普段使いしているの、起きている間、ずっとしめ付けられています。とっても苦しい！ 使用期間：52日 ご利用SNS：インスタグラム 購入枚数：3 購入金額：12,636円」、「30代 男性 トレーニングに絶対持参。加圧がすごすぎてトレーニング以上にトレーニングになってますね！ 使用期間：47日 ご利用SNS：Twitter 購入枚数：5 購入金額：21,060円」、「30代 男性 もともと筋肉がありすぎて変化よくわからなかったです。まずは試してみたいって人に向いてる感じしますね。 使用期間：38日 ご利用SNS：Twitter 購入枚数：8 購入金額：33,696円」、「40代 男性 加圧トレーニングしてるって飲み友よりも男があがってます！なんだか申し訳ない！ 使用期間：61日 ご利用SNS：FACEBOOK 購入枚数：3 購入金額：12,636円」、「40代 男性 気分がとてもいい！ 運動してないので、原因もしかしてコレ・・・？ 使用期間：38日 ご利用SNS：Twitter 購入枚数：5 購入金額：21,060円」、「50代 男性 ひどいです、ここまで強く絞めてくるなんて。サイズ変更してくれてありがとうございます。 使用期間：64日 ご利用SNS：インスタグラム 購入枚数：3 購入金額：12,636円」、「お客様がSNSに投稿していた画像を許可を頂き掲載させて頂きました。」と記載 ・ 「たるんだ体を イジメぬく」 ・ 「超ハードな加圧で筋肉を追い込め！」とし、筋肉質の人物の上半身の画像を掲載するとともに、「24時間全身加圧 甘えを許さない！」と記載 ・ 「60キロoverでも 70キロoverでも 80キロoverでも 加圧を着る」として、肥満体の人物の腹部の画像を掲載した上で、「徹底的に追い込む！！ シックスパックへのカウントダウンが 今始まる！！」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載 ・ 「24時間筋肉に負荷 イジメる 加圧シャツ」と記載す

	<p>るとともに、筋肉質の人物の上半身の画像を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「漫画でわかる！THE BEAST」と題する漫画中の吹き出しにおいて、「びっくりしたよ あの頃の体系を維持してるなんて」、「仕事が不規則だから ジム通いは辞めたよ 忙しいしな」、「それでこの体型 何か秘密があるのか?」、「俺の秘密は インナーだよ」、「インナー?」、「そう このインナーを着てるだけ」、「Yシャツ着てても 目立たないだろ?」、「不自然には見えないけど」、「知りたいか?」と記載 ・「俺はコレを使ってるんだ VIDANのザ ビースト」で始まる漫画中の吹き出しにおいて、「これを毎日着用するだけだぞ」、「着圧効果がある 着用してるだけで」、「ずっとトレーニングする同様の効果があるんだ」、「加圧トレーニング 知ってるだろ?」、「圧迫して筋トレっていう ヤツか?」、「それと同じ効果だよ」、「ほ・・・本当にそれだけ?」、「俺がその証拠だよ」、「その日のうちというか・・・」、「その場でネット注文してみた」、「実は半身半疑な部分もあったのだが・・・」、「最初のうちはちょっと苦しかったけど」、「一週間経つと苦しくなくなり」、「着用時の疲労感がイイ感じ」、「あまりに簡単で自分自身びっくりしている」と記載
<p>THE GHOST (別添写し2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・筋肉質の人物の上半身の画像を掲載するとともに、「燃やしてイジメて鍛え上げろ！ 発熱式加圧シャツ」と記載 ・「仕事でも 食事中も 睡眠時間も テレビを見ている時も 24時間集中トレーニング」 ・肥満体の人物の腹部の画像を掲載し、「こんなことはありませんか? ●ウェストがきつくなってきた。 ●全体的にぶよぶよしてきた。 ●運動する時間が取れない。 ●体重計が怖い。」、「これらを改善するには? ジムでトレーニング? お昼ご飯を抜いてみる? 炭水化物を我慢する? <u>食事制限はキツイし続かない</u>・・・ 日々忙しくて運動する<u>時間が取れない</u>・・・ これまで出来る事は全て試したけど、どれも<u>イマイチだった</u>・・・」と記載するとともに、「そんなあなたに朗報! 着用するだけで24時間カラダをイジめる!」と記載 ・「最近出張が多く不摂生で偏食がち・・・」と書き出しの漫画において、「新しくしたスーツもすぐキツくなってる」、「こないだ買ったばかりなのに・・・」、「俺の部署

は気にする奴が多いのか」、「太っている社員が非常に少ない」、「秘訣？特に無いなあ」、「しかし体型維持の秘訣は誰も話したがらない」、「ジム通いや筋トレの話題もないし」、「・・・怪しい」、「何か秘密がある筈だが」、「あれ？パソコンつけっ放し・・・」、「偶然発見してしまった」、「あっ!!!」、「こ・・・これはっ!!!」、「世界初!」と記載

- ・ 「全身加圧×体内燃焼」として、人物の上半身の2つの画像を掲載するとともに、「SECRET OF GOHOST 発汗だけじゃない！あなたは着るだけ ザ・ゴーストの凄い秘密」と記載
- ・ 「POINT1」、「カラダをイジめる追い込み加圧 ドS級の加圧力で24時間無意識のままに強制トレーニング状態。」
- ・ 「POINT2」、「腹部へのドS加圧 腹部、脇腹のぜい肉に対しても容赦なく加圧。着るだけでスリムラインを実現。」と記載するとともに、腹部の筋肉の画像を掲載
- ・ 「POINT4」、「体幹へのアプローチ 胸部への加圧&姿勢矯正効果により体幹へのアプローチを実現しました。体幹トレーニング効果はもちろん腰痛や肩こり等へも効果的にアプローチ。」
- ・ 「24時間カラダをイジメぬき メタボっ腹を容赦なく攻める！」
- ・ 「腹筋バキバキ」と記載するとともに、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載
- ・ 「24時間 強力燃焼 徹底加圧 たるんだ体を燃やし尽くせ!」として、筋肉質の人物の上半身の画像を掲載
- ・ 「加圧シャツの中でも特殊生地の本格派・・・」と書き出しの漫画において、「恐らく秘密はこれか・・・」、「強烈加圧と完全燃焼で短期間でも効果観面・・・」、「早速試してみる事にした」、「凄く効くんだなこれは・・・」、「着心地良いけど汗が凄い・・・」、「加圧シャツは試した事あるけどずっと強烈で」、「加圧シャツにサウナスーツがプラスされたみたいだ」と記載
- ・ 料理の画像を掲載し、「これだけ食べても ↓↓↓ ゴーストにお任せください！余計な脂肪が溜まる前に強アプローチ」と記載するとともに、筋肉質の人物の上半身の画像を掲載

- ・ 肥満体の人物の腹部の画像を掲載し、「60キロoverでも 70キロoverでも 80キロoverでも 100キロoverでも 90キロoverでも」、「発熱・発汗効果で」と記載するとともに、人体の断面図を掲載し、「着用前日→着用二十日後の体内脂肪の減少を都内医療機関の協力のもと計測」、「完全燃焼」と記載
- ・ 「その後・・・」と書き出しの漫画において、「下川さん私最近太り気味で気になって・・・」、「何かやっていますか?」、「え・・・」、「下川さん最近印象変わって女の子の間でも話題なんです」、「秘密があるんじゃないかって」、「ひ・・・秘訣?特に無いけど」、「確かにみんな内緒にしたくなる訳だな」と記載
- ・ 「着るだけで朝から晩まで 徹底的にイジメつくす!」として、筋肉隆々の人物の上半身裸の画像を掲載するとともに、「カラダが変われば人生が変わる!」と記載
- ・ 「発汗作用を促し保温効果で熱を逃さず 徹底的に脂肪を燃焼させます。 熱可塑性ポリウレタンを使用したことで熱放出を防ぎエネルギー代謝を活性化させ 有酸素運動を擬似再現しました。」
- ・ 「Q 効果はどのくらいで出ますか?」、「A 早い方は即日から目に見える効果が期待できます。またトレーニング中の着用や2枚重ねで着用することによってより効率的に肉体を強化している方もいらっしゃいます。」